

論 文 審 査 の 要 旨

| | | | |
|---|--------------|-------|---------|
| 博士の専攻分野の名称 | 博 士 （ 法 学 ） | 氏名 | 永 岩 慧 子 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 | | |
| 論 文 題 目 請負契約における瑕疵の救済法理 | | | |
| 論文審査担当者 | | | |
| 主 査 | 教 授 | 鳥谷部 茂 | 印 |
| 審査委員 | 教 授 | 堀田 親臣 | 印 |
| 審査委員 | 教 授 | 宮永 文雄 | 印 |
| 〔論文審査の要旨〕 | | | |
| <p>本論文は、請負の仕事の瑕疵に対する救済手段として、わが国では、請負法理に基づく救済が薄弱であり、従来の判例・学説が十分に機能していない現状を明らかにし、ドイツ法における売買とも異なる請負の独自性に基づく救済法理の展開を参考に、わが国における請負契約に基づく救済手段の多様性を検討したものである。</p> <p>第1章では、わが国の請負における瑕疵担保責任と債務不履行責任の適用関係をめぐる問題を中心に、これまでの議論状況を確認した(第1節)。従来の議論を検討するための視点として、瑕疵担保責任の要件と効果について、いかなる点が問題とされているのか個別的に検討し(第2節、第3節)、瑕疵担保責任の特則性とその意義をめぐる従来の議論に対する分析を加えた(第4節)。さらに、請負の仕事の瑕疵に対する不法行為責任の追及について、近時の判例の状況を中心に検討した(第5節)。以上の現状を踏まえ、わが国の改正法案が現行法に対していかなる変更を与えるものであるかについて検討を行った(第6節)。</p> <p>第2章では、第1章で整理したわが国の問題状況に対して示唆を得ることを目的として、ドイツの請負契約における瑕疵担保責任の議論状況を確認した。この点、ドイツ法においても、わが国と同様に、瑕疵担保責任と債務不履行責任の適用関係についての議論がみられることから、ドイツにおける瑕疵担保責任がいかなる要件及び効果を規定しているのかという点について確認したうえで、ドイツにおける議論状況を考察した。</p> <p>第3章では、わが国における瑕疵担保責任と債務不履行責任との適用関係をめぐる問題に対して、ドイツ法からいかなる示唆を得ることが出来るかという点について検討を行った。そのために、まず、検討の前提として、わが国とドイツ法における瑕疵担保責任が、いかなる点で共通し、また、いかなる点で異なっているのかということを確認した。さらに、第1章で確認したわが国の改正法案について、現行ドイツ法との対比を行うことにより、改正法案の問題点を指摘した。以上の検討を通して、請負の仕事の瑕疵に対する責任構造について、債務不履行責任と瑕疵担保責任の関係をめぐる議論を中心に考察した。</p> <p>以上、本論文は、請負契約の日本法(学説・判例)及びドイツ請負契約法に関する判例・学説の丁寧、かつ、詳細な検討から、請負には売買と異なる特徴があり、売買契約と異なる救済手段が可能であること、具体的には請負では修補請求が他の救済手段よりも優先すべきであること、不完全な履行によって生じた契約締結時とは異なる当事者の利益状況(瑕疵概念の拡張、引取り前の瑕疵</p> | | | |

担保責任の適用等) などの多くを考慮すべきことを明確にしている。このような視点からは、現在の改正法案が売買契約を請負契約に包括準用することは売買と請負の差異について議論を深めることなく解釈にゆだねることになること、請負の瑕疵でありながら不法行為に基づく救済に依存していること、不法行為ではまだ現実的な損害が発生していないため成立を肯定することに無理がある場合が多く、成立を認められても救済の程度は必ずしも高くないことなどを論証し、これまでの研究では明らかにされなかった問題点に方向性を与えたうえで、改正案の問題点を明らかにしている。

本論文は、資料を含めて 356 頁に及ぶ詳細な論考である。請負契約に関するこのような研究成果は、売買の瑕疵担保責任に偏っていた従来の研究にはみられないものであり、堅実で、かつ、独創的研究であり、学術的にも高く評価できるものである。

よって、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500 字以内とする。